証券コード　6699
2021年６月10日

株　主　各　位

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号
DCダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO兼グループCEO　小 野 有 理

第３期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第３期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年６月25日（金曜日）午前10時 ※ 受付開始：午前９時20分
２．場　　所　　大阪市淀川区西宮原１丁目３－35
　　大阪ガーデンパレス　２階 「桐」及び「桜」

３．目的事項
　報告事項
　　１．第３期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第３期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件
　　第４号議案　定款一部変更の件
　　第５号議案　監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
　　第７号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容の決定の件

４．招集に当たっての決定事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告のうち、業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
②連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④株主資本変動計算書
⑤計算書類の個別注記表

以　上

当社ウェブサイト　https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、当社ではお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
◎当日、当社では地球温暖化対策の一環として、軽装（エコスタイル）で対応させていただきます。株主様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。

「新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ」

当社第３期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症（「COVID-19」）の拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきます。
株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

１．株主様へのお願い
・株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。
２．当社の対応について
・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。また、マスクの着用やアルコール消毒液の使用等についてご協力をお願いいたしたく、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、発熱等の症状がみられる場合には、入場をお断りさせていただきます。
・同じく会場内では、席の間隔を空けてご着席をお願いする場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

・全般的概況

当連結会計年度（2020年４月１日～2021年３月31日）における世界経済は、前第４四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により急減速し、未だ流行前の水準への回復には至っておりません。感染力の強いウイルス変異株の度重なる出現及び世界各国へのワクチン供給量のばらつきによる混乱も生じておりますが、主要国の厳しいロックダウンに由るパンデミックの沈静化や大規模な財政・金融政策の効果、加えてワクチン接種の進捗もあり、国境を跨いだ往来の回復等徐々に持ち直しが見られる国ひいては経済圏が増えてきました。

他方、国内経済におきましては、アウトブレイク（新型コロナウイルス感染症の突発的発生）以降出口の見えぬエピデミック（特定国・地域での流行）のなか度重なる緊急事態宣言及び所謂まん防により疲弊した地域経済、ワクチン接種開始の遅れが主要国の中で際立っており、景気の先行きは更に不透明感を増しつつも、外需環境の好転や巣ごもり需要による消費者行動の変化等が引き続き見られ、ごく一部の企業業績が好転し、日本経済の光明になりつつあります。

このような状況の下、当社グループは、昨年９月８日にリリースした中期経営計画「DSA2021再点火反転攻勢版」にて新たなビジョンとして策定した「車と家をものづくりでつなぐ」を具現化すべく、新常態及び脱炭素社会で求められる再生可能エネルギー拡大の中心となるパワーコンディショナ並びに蓄電システム、電動化を含むモータリゼーション並びにエアコンのインバータ化の世界的展開等への電力変換技術を核とした技術、それらの深化及び発展、加えて収益構造の更なる強化、ESG経営の強化に連戦猛進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は706億39百万円（前期比0.5％減）、営業利益は22億47百万円（前期比339.2％増）、経常利益は24億70百万円（前年同期は経常利益１億43百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は95百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失17億76百万円）となりました。これは、主に、エネルギーソリューション事業の業績が貢献し、さらに経費節減対策を継続したことにより営業利益を計上したものの、希望退職者に対する「特別退職一時金」、「感染症関連損失」並びに拠点集約による工場資産の「減損損失」を特別損失に計上し、また米国内子会社の業績悪化による繰延税金資産の取崩及び国内連結納税適用により「法人税等」が生じたことによるものであります。

・事業別概況

（自動車機器事業）

自動車機器事業は、日系及び中国メーカー様からの新規取引獲得もありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による日本国内及び米国、アジアにおける販売が減少した影響により、売上高244億10百万円（前年同期比26.1％減）となりました。利益面でも上記売上高の減少の影響を受け、セグメント損失は14億31百万円（前年同期はセグメント利益３億23百万円）となりました。

（エネルギーソリューション事業）

エネルギーソリューション事業は、昨年度末に新製品として販売開始しました全負荷タイプの蓄電ハイブリッドシステム（EIBS７）並びに派生OEM品の販売好調により、売上高238億31百万円（前年同期比81.6％増）となりました。利益面でも上記売上高増加の影響を受け、セグメント利益は45億20百万円（前年同期比198.4％増）となりました。

（電子機器事業）

電子機器事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大で特に海外におけるエアコン用部品の販売が減少した影響により、売上高223億96百万円（前年同期比9.9％減）となりました。利益面では上記売上高は減少したものの、固定費の削減及びセールスミックスの変化により、セグメント利益は８億26百万円（前年同期比2.5％減）とほぼ横ばいとなりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高（百万円）	前期比増減（%）	構成比（%）
自動車機器（点火コイル他）	24,410	△26.1	34.6
エネルギーソリューション（パワーコンディショナー他）	23,831	81.6	33.7
電子機器（制御リレー他）	22,396	△9.9	31.7
合計	70,639	△0.5	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の受注に伴い、新機種・新加工方法対応への設備投資を中心に行い、生産の合理化と能力の増強を図りました。その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、21億39百万円となりました。

主な設備投資の内訳は、米国子会の社新機種立ち上げによる工場拡張及び、国内本社の増産対応設備等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、研究開発投資資金及び設備投資資金を安定的かつ効率的に調達するために、取引銀行６行と総額15億円のシンジケートローン契約、株式会社三菱ＵＦＪ銀行と総額15億円のタームアウト型リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第79期（2018年３月期）	第1期（2019年３月期）	第2期（2020年３月期）	第3期（当連結会計年度）（2021年３月期）
売上高（百万円）	57,996	55,610	71,012	70,639
経常利益（百万円）	2,313	391	143	2,470
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,019	143	△1,776	95
１株当たり当期純利益（円）	282.58	39.78	△340.43	13.9
総資産（百万円）	34,783	53,761	51,183	64,085
純資産（百万円）	7,390	8,745	6,111	7,185
１株当たり純資産額（円）	2,016.34	1,972.26	877.13	1,020.95

（注）参考として、ダイヤモンド電機株式会社の第79期の連結会計年度における数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイヤモンド電機株式会社	333百万円	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
新潟ダイヤモンド電子株式会社	80百万円	86.3%	自動車用電装品及び電子機器の製造販売
Diamond Electric Mfg. Corporation (アメリカ合衆国)	30,450千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)	2,300千ユーロ	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
金剛石電機(蘇州)有限公司 (中華人民共和国)	9,524千米ドル	100.0%	点火コイル等の製造販売
金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司 (中華人民共和国)	600千米ドル	100.0%	点火コイル等及び電子機器の販売
DE Diamond Electric India Private Limited (インド)	611百万ルピー	100.0%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タイ王国)	85百万タイバーツ	99.9%	点火コイル等の製造販売
Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タイ王国)	222百万タイバーツ	99.9%	点火コイル等及び電子機器の製造販売
Diamond Electric Korea Co., Ltd. (大韓民国)	700百万ウォン	100.0%	点火コイル等の販売
PT. Diamond Electric Indonesia (インドネシア共和国)	1,200千米ドル	98.3%	点火コイル等の販売

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア共和国)	3,500千米ドル	98.6%	点火コイル等の製造販売
田淵電機株式会社	333百万円	100.0%	電子機器用変成器、電源機器及び電子機器等の製造販売
田淵電子工業株式会社	100百万円	100.0%	電子機器用電源機器の製造
タイ国田淵電機 (タイ王国)	100百万タイバーツ	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
上海田淵変圧器有限公司 (中華人民共和国)	6,500千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
香港田淵電機有限公司 (中華人民共和国)	72百万香港ドル	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
東莞田淵電機有限公司 (中華人民共和国)	6,500千米ドル	100.0%	電子機器用変成器及び電源機器の製造販売
ベトナム田淵電機 (ベトナム社会主義共和国)	12,449千米ドル	100.0%	電子機器用変成器の製造販売
米国田淵電機 (アメリカ合衆国)	3,000千米ドル	100.0%	電子機器用電源機器の製造販売

(注) 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
田淵電機株式会社	大阪市淀川区塚本一丁目15番27号	6,644百万円	24,271百万円

④ その他の重要な関連会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社 (大韓民国)	3,760百万ウォン	44.2%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江西碧彩田淵変圧器有限公司 (中華人民共和国)	25,000千元	50.0%	電子機器用変成器の製造販売

(注) 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接保有分を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的蔓延によってもたらされた新常態及び脱炭素社会への対応が求められるなかで、「車と家をものづくりでつなぐ」当社が、如何に人々と地球環境に資する「ものづくり」を持続的成長のなかで行っていけるかを課題としております。

なお、新常態及び脱炭素社会への対応、電動化を含むモータリゼーション並びにエアコンのインバータ化の世界的展開等の既存ビジネスのさらなる発展、エネルギーミックスの推進を当社の中長期的な機会と捉えた下記事項を重点方針として取り組んでおります。

① 新型コロナウイルスへの対応

感染防止及び感染拡大防止のためのリモートワークの拡充、通勤ラッシュ等三密を避けるための柔軟な勤務制度の運用等でサプライチェーンを死守しております。

② エネルギーの効率的な利活用に焦点を当てた技術開発

「車と家をものづくりでつなぐ」を具現化すべく、新常態及び脱炭素社会で求められる再生可能エネルギー拡大の中心となるパワーコンディショナ並びに蓄電システム、電動化を含むモータリゼーション並びにエアコンのインバータ化の世界的展開等への電力変換技術を核とした技術、それらの深化及び発展に注力してまいります。

③ 収益構造の更なる強化

変転する市場環境において、継続的に利益が確保できる体制を構築するため、経費節減の徹底及び浸透、在庫削減等による生産活動全体の最適化及び業務の効率化を挙社一致しグローバルで進めてまいります。

④ ESG経営の強化

現社長により刷新された経営理念の下策定された経営計画書を憲法に、監査等委員会設置会社としての企業統治、加えて、ESG即ち、環境整備・地域共生・多面体に耀き働く仲間達を大切にする経営を通じて、持続的成長を目指してまいります。

なお、今期においては新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が経済に与える影響は大きく、当社においても、消費活動低迷による需要の落込み、サプライチェーン分断による供給の制約等を原因として、業績にも一定の影響が生じるものと思われます。当社がこの危機的状況を乗越え、事業活動を維持し、中長期の方針を堅持するためにも、経費節減及び売上確保に向けたあらゆる施策を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

（ご参考）中期経営計画「DSA2021再点火反転攻勢版」の概要

2017年度を起点として進めてまいりました中期５カ年経営計画「DSA2021」について、昨年からのコロナ惨禍を斬り抜け、「ニューノーマル＝新常態」時代にも「サステナブル＝持続可能」な成長を描くため、新たなビジョンとして再点火し、反転攻勢に連戦猛進してまいります。

各事業については、自動車機器、エネルギーソリューション及び電子機器の３事業にポートフォリオを再構築し、バランスの取れた事業構造を目指しております。

■施策の方向性

売上高 1,000億円 達成

◆点火コイルシェア世界一
- お客様要求仕様対応、マルチ点火、エネルギー変換効率追求
- 点火コイル技術の深化に依るCO_2削減プロジェクト推進

◆ 電子･車載電装事業 売上高比率５割達成
- 住宅用蓄電システム国内シェアNo. 1
- 超小型絶縁双方向電力変換技術の進化及び省エネ電源技術追求

◆ IoTを軸とした新規事業創出
- 当社独自のモビリティ開発及び連携推進
- 電動化及び「ものづくり」改善の為の半導体事業構築及び連携推進

■経営指標目標

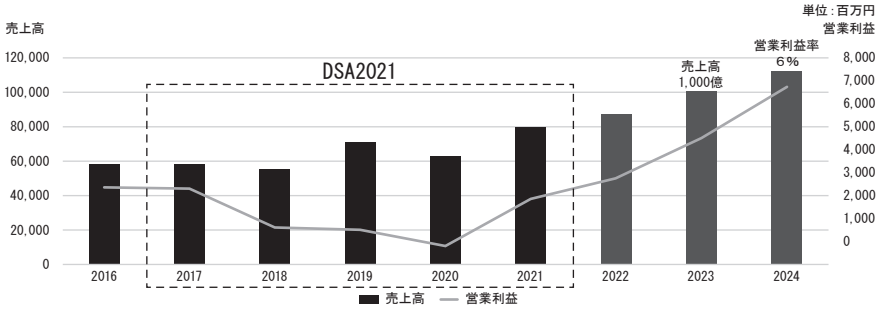

策定時　　：2021年度 売上高1,000億円、営業利益率６％、ROE15％以上
再点火反転攻勢版
　　：2023年度 売上高1,000億円、2024年度 営業利益率６％、ROE15％以上

■新ビジョン「車と家をものづくりでつなぐ」

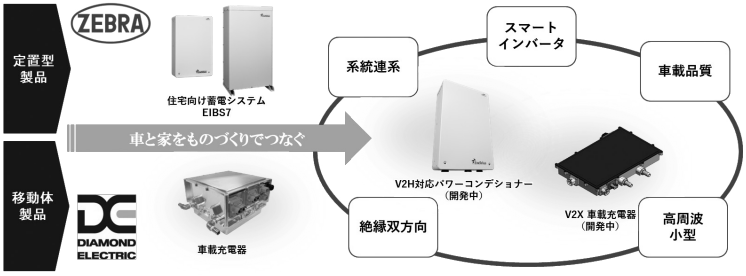

EV/PHVや再生可能エネルギーのさらなる拡大には、車・家・電力系統を「ものづくりでつなげる」ことが重要となります。
田淵電機・ダイヤモンド電機がそれぞれ得意とする定置型製品・車載用製品とその先端技術を組み合わせ、V2X(Vehicle-to-everything)製品群の開発を進めております。V2X、つまり、災害時に車に家電をつなぐV2L (Vehicle-to-Load)、 家の電力を丸ごとバックアップするV2H (Vehicle-to-Home)、 そして車の電池で系統を支えるV2G (Vehicle-to-Grid)により「つなげる」ことで 、持続可能な社会の実現に貢献します。

（ご参考）当社グループにおけるサステナビリティ取り組みについて

当社は「ものづくりを通じてお客様の発展に寄与し、信頼を積み重ね、社会の豊かさに貢献する」という経営理念のもと、エネルギーの利活用に長じた企業としてCO_2排出削減と災害に対するレジリエンス（回復力・復元力）向上に資する技術開発を推進しております。これらの取り組みは、国連が定める持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のうち、下記のSDGsに直接的、間接的に貢献いたします。

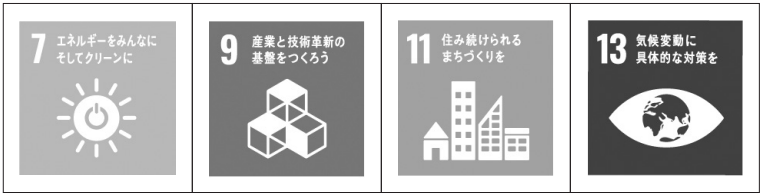

■RE100達成

当社は2020年12月１日にRE100に加盟いたしました。2050年までにグローバルでCO_2排出ゼロの「ものづくり」を目指すべく、再生可能エネルギーの導入や新工法等による省エネルギーの取り組みを行うと共に、当社のサプライチェーンについてもCO_2排出削減に向けた活動を推進してまいります。

RE100 CLIMATE GROUP | CDP

※「RE100（「Renewable Electricity 100％」の略）」とは、事業活動で消費する電力を100％再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際イニシアチブです。

当社グループは、『ものづくり企業として社会の豊かさに貢献すること』を標榜する「経営理念」の下、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。具体的には、再生可能エネルギー関連事業並びにエネルギーの効率的な利活用及びCO_2排出削減を目指す「ものづくり」を行ってきた当社グループだからこそ、再生可能エネルギー由来の電力調達推進にも大きく貢献することがかなうと考えております。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループでは、以下の３つの事業を柱とした部品の製造及び販売とこれに付帯関連する事業を営んでおります。

① 自動車用点火コイル及び電装品の自動車機器事業

② パワーコンディショナ及び蓄電ハイブリッドシステムなどのエネルギーソリューション事業

③ 冷暖房用及び給湯用着火装置、電子制御機器などの電子機器事業

(6) 企業集団の主要拠点等（2021年３月31日現在）

本社　　大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

DZ-Lab.　　大阪市淀川区田川二丁目８番７号

東京支社　　東京都千代田区神田錦町三丁目18番３号

	会　社　名（事業所・工場名）	所　在　地
国内拠点	ダイヤモンド電機株式会社（本社）	大阪市淀川区
	ダイヤモンド電機株式会社（鳥取工場）	鳥取県鳥取市
	新潟ダイヤモンド電子株式会社	新潟県燕市
	田淵電機株式会社（本社）	大阪市淀川区
	田淵電子工業株式会社	栃木県大田原市
海外拠点	Diamond Electric Mfg.Corporation	アメリカ合衆国
	Diamond Electric Hungary Kft.	ハンガリー
	Diamond Electric Luxembourg S.a r.l.	ルクセンブルク大公国
	金剛石電機(蘇州)有限公司	中華人民共和国
	金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司	中華人民共和国

	会　社　名（事業所・工場名）	所　在　地
海外拠点	DE Diamond Electric India Private Limited	インド
	Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
	Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd.	タイ王国
	Diamond Electric Korea Co., Ltd.	大韓民国
	PT. Diamond Electric Indonesia	インドネシア共和国
	PT. Diamond Electric Mfg Indonesia	インドネシア共和国
	Diamond Electric Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
	タイ国田淵電機	タイ王国
	上海田淵変圧器有限公司	中華人民共和国
	ベトナム田淵電機	ベトナム社会主義共和国

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
4,499名（747名）	242名増（11名増）

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	8,118百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	6,016百万円
株式会社りそな銀行	5,172百万円
株式会社みずほ銀行	2,903百万円
株式会社鳥取銀行	2,813百万円

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　普通株式　　14,600,000株

② 発行済株式の総数　　普通株式　　7,805,701株

自己株式（900,780株）を含みます。

③ 株主数　　8,163名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	552,516株	8.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	373,000株	5.40%
池永重彦	360,450株	5.22%
ダイヤモンド電機取引先持株会	335,900株	4.86%
池永辰朗	213,790株	3.09%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	202,850株	2.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	201,100株	2.91%
豊栄産業株式会社	186,000株	2.69%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	183,424株	2.65%
株式会社三井住友銀行	140,240株	2.03%

（注）持株比率は自己株式（900,780株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 行使価額修正条項及び行使許可条項付第三者割当による新株予約権等の行使状況等

第２回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）

行使許可期間	2021年３月19日から2021年３月25日
当該期間の交付株式数	72,300株
当該期間の権利行使に係る平均行使価格等	2,745円
当該期間の権利行使に係る資金調達額	198百万円
当該期間に行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	723個（発行総数の17.2%）
2021年３月18日時点における未行使の新株予約権の数	4,200個
2021年３月末日における未行使の新株予約権の数	3,477個

（ご参考）　コーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は、以下のとおりです。当社は、引き続きコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

コーポレートガバナンス体制図

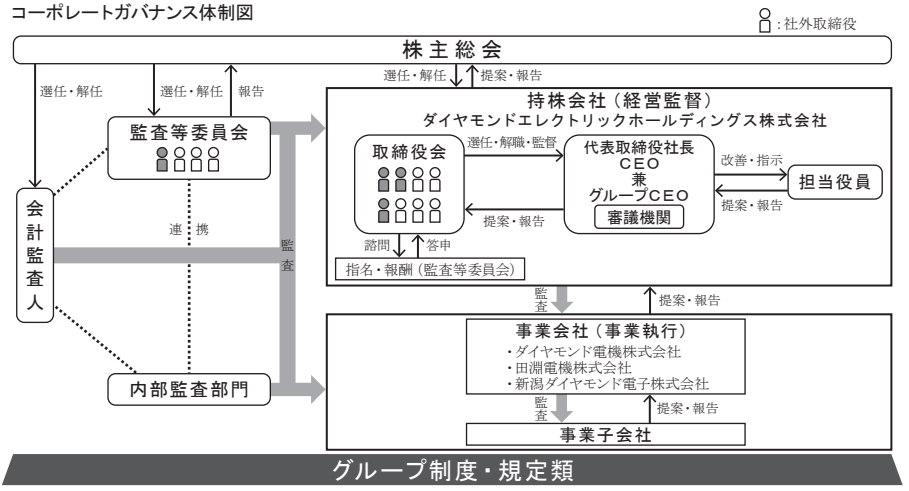

取締役の社内・社外構成

	取締役会	監査等委員会
社内取締役	３名（監査等委員１名を含む）	１名
社外取締役	５名（監査等委員３名を含む）	３名
取締役に占める社外取締役の割合	62%	75%

取締役の指名・報酬（監査等委員会の役割）

【指名】

◆取締役選任・解任案を審議し、取締役会へ答申いたします。

◆最高経営責任者及び社外取締役候補者の後継者計画の策定及び運用状況を審議し、取締役会へ答申いたします。

【報酬】

◆代表取締役が取締役会に提示する取締役（監査等委員である者を除く）の報酬水準及び指標、個人別基本報酬額等の案の妥当性を審議し、取締役会へ答申いたします。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	小野　有理	ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長CEO
兼グループCEO		田淵電機株式会社代表取締役社長CEO
取締役	吉田　夛佳志	大東プレス工業株式会社相談役 一般社団法人日本自動車部品工業会理事職 一般社団法人大阪金属プレス工業会相談役
取締役	岡本　岳	岡本・豊永法律事務所共同パートナー 大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員 近畿弁護士会連合会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員 バイオ・サイト・キャピタル株式会社社外取締役 大盛化工株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	古川　雅和	なし
取締役（監査等委員）	宮本　和俊	なし
取締役（監査等委員）	笠間　士郎	なし

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（監査等委員）	入江　正孝	ダイヤモンド電機株式会社監査役 田淵電機株式会社監査役 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役
取締役　CCO	長谷川　純	内部統制担当、安全担当

（注）１．取締役前田真澄氏は、2020年６月26日開催の第２期定時株主総会において任期満了に伴い、退任いたしました。

２．取締役（監査等委員）入江正孝氏は常勤となります。監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、選定しております。

３．取締役（監査等委員）古川雅和氏、同 笠間士郎氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役吉田夛佳志氏、同 岡本岳氏、取締役（監査等委員）古川雅和氏、同 宮本和俊氏、同 笠間士郎氏は、社外取締役であります。なお、吉田夛佳志氏、岡本岳氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はございません。

５．当社は、取締役吉田夛佳志氏、同 岡本岳氏、取締役（監査等委員）古川雅和氏、同 宮本和俊氏、同 笠間士郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

６．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。（2021年４月１日現在）
なお、当社は委任型執行役員制度を導入しております。

藤木一郎	常務執行役員COO(Chief Operating Officer)
徳原英真	常務執行役員CFO(Chief Financial Officer)
森　信太郎	常務執行役員CTO(Chief Technology Officer)
空本　豊	常務執行役員CAO(Chief Administrative Officer)
西川勇介	常務執行役員CMO(Chief Marketing Officer)
阿部賢一郎	執行役員CQO(Chief Quality Officer) 品質保証本部長
植嶋寛一	執行役員 グループ工場長、ものづくり本部長
遠藤　伸	執行役員 調達本部長
森下浩二	執行役員 自動車機器本部長
岩野功史	執行役員 電子機器本部長
宮城康夫	執行役員 エネルギーソリューション本部長
東谷恵市	技監 技術本部長
藤井孝治	技監 技術本部長補佐
吉川雅一	技監 品質保証本部長補佐
山口桂一	技監

② 取締役の報酬額の決定に関する方針

本決定方針の決定に際しては、監査等委員会へ諮問し、妥当である旨の答申を得た上で取締役会（2021年２月22日付）で決議しております。

１）基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値・株主価値向上との連動や優秀な人材の確保にも配慮した体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成する。

２）取締役の報酬体系

ア．取締役の報酬は、「基本報酬」（固定報酬のみとし、賞与は支給しない）と「株式報酬」で構成する。

イ．「基本報酬」は、毎月支給される現金報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

ウ．「株式報酬」は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためのインセンティブ報酬として位置づける株式報酬型ストックオプション（新株予約権）とし、役位に応じて毎年第２四半期に付与する。

エ．基本報酬と株式報酬型ストックオプション（新株予約権）については、上記イ.及びウ.の方針に基づき適切な支給割合となるよう決定することとし、特段の割合は定めない。

３）取締役報酬（監査等委員である者を除く）の報酬決定プロセス

ア．取締役会は、取締役報酬（監査等委員である者を除く）について、監査等委員会に、報酬体系及び役位別報酬基準の見直し、個人別の報酬の妥当性の検討等を委嘱する。

イ．取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く）の個人別の基本報酬額の決定を代表取締役に委任する。

ウ．代表取締役は、取締役（監査等委員である者を除く）の個人別の基本報酬額の案を取締役会に示し、取締役会は、監査等委員会に当該案の妥当性を諮問し、答申を得るものとする。代表取締役は、当該答申内

容を踏まえ、役位、職責、在任年数等を総合的に考慮して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個人別の基本報酬額を決定する。

エ．取締役会は、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の取締役（監査等委員である者を除く）の個人別の割当数の妥当性を、監査等委員会に諮問し、答申を得るものとする。取締役会は、当該答申内容を踏まえ、個人別の割当数を決定する。

オ．重大な不正・違反行為等が発覚あるいは発生した場合、会社は監査等委員会への諮問を経て、当該取締役に対し、報酬受益権の没収、または支給済みの報酬の一部の返納や付与済み株式の一部を無償取得するため、報酬の返還を請求する場合がある。

（取締役の個人別の報酬等の内容に決定の委任に関する事項）

ア．委任を受けた者の氏名、地位および担当

代表取締役社長　小野　有理

イ．委任された権限の内容・理由等

当社の経営環境や業績、従業員給与水準等を総合的に俯瞰した上で、取締役の管掌業務の職責、経歴等から判断する必要があることから、この権限の付与対象として適任であります。

（取締役の個人別の報酬等の内容が本方針に沿うと判断した理由）

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たり、監査等委員会が原案について本方針との整合性を含め多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重しこれに沿うものであると判断しております。

（注）なお、本株主総会で第５号、第６号及び第７号議案が承認されましたら「株式報酬型ストックオプション制度」は廃止され新役員報酬制度に移行いたします。

③　取締役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百　万　円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の人員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役）	56 (14)	56 (14)	－ (－)	5 (2)
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	25 (10)	25 (10)	－ (－)	4 (3)
合計（うち社外取締役）	81 (24)	81 (24)	－ (－)	9 (5)

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬等の額は、2019年６月25日開催の第１期定時株主総会において年額500百万円以内（当該株主総会終結時点の取締役の員数は３名（うち社外取締役なし））とし、また、2020年６月26日開催の第２期定時株主総会において、当該金銭による報酬等の額の範囲内で取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を年額86百万円以内（当該株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち社外取締役２名））とすることを各々決議しております。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬等の額は、2019年６月25日開催の第１期定時株主総会において年額70百万円以内（当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役３名））とし、また、2020年６月26日開催の第２期定時株主総会において、当該金銭による報酬等の額の範囲内で監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を年額14百万円以内（当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の員数は１名）とすることを各々決議しております。

④　社外役員に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

１）取締役　吉田夛佳志氏

取締役に就任した2020年６月26日以降の当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、議案及び審議に関し、企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。

２）取締役　岡本岳氏

取締役に就任した2020年６月26日以降の当事業年度開催の取締役会13回

全てに出席し、議案及び審議に関し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

3）取締役（監査等委員）　古川雅和氏

当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、議案及び審議に関し、金融に関する専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち14回に出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、財務会計の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

4）取締役（監査等委員）　宮本和俊氏

監査等委員である取締役に就任した2020年６月26日以降の当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、議案及び審議に関し、品質管理に関する専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、監査等委員である取締役に就任した2020年６月26日以降の当事業年度開催の監査等委員会11回のうち10回に出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、TQC（Total Quality Control)の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

5）取締役（監査等委員）　笠間士郎氏

監査等委員である取締役に就任した2020年６月26日以降の当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案及び審議に関し、財務会計の専門的見地及び取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。

また、監査等委員である取締役に就任した2020年６月26日以降の当事業年度開催の監査等委員会11回全てに出席し、当社グループのガバナンス及び内部監査等の課題、問題点について、経営管理の知見から、適宜、必要な発言を行っております。

⑤　責任限定契約等の内容の概要

1）責任限定契約の内容の概要

社外取締役（監査等委員である取締役を含む）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最

低責任限度額となります。

２）補償契約の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を含む）と当社との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約は締結しておりません。

３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる株主代表訴訟への対応費用（原告：株主)、会社訴訟への対応費用（原告：当社等の所属会社)、第三者訴訟への対応費用（原告：取引先等の第三者）等を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、保険契約者（及び子会社）に属する①取締役・執行役・監査役（いずれも社外含む)、②会計参与、③執行役員、④管理職従業員、⑤役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員、⑥社外（外部）派遣役員であり、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を得て、社外取締役個人負担分の保険料を全額当社が負担しております。

なお、2021年12月に同内容での更新を予定しております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称　　仰星監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．当社の子会社であるDiamond Electric Mfg.Corporation（アメリカ合衆国)、Diamond Electric Hungary Kft.(ハンガリー)、金剛石電機（蘇州）有限公司（中華人民共和国)、DE

Diamond Electric India Private Limited（インド）、金剛石電機国際貿易（蘇州）有限公司（中華人民共和国）、Diamond Electric（Thailand）Co., Ltd.（タイ）、Diamond Electric Asia Pacific Co.,Ltd.（タイ）は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任が相当と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、職務執行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

特段定めておりません。

会社の最高意思決定機関は株主総会であり、その機関の決定及び付託を受けて行われるのが企業経営であります。ゆえに買収防衛策については定めておりません。

なお、経営支配権の取得を目的とする当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、当社取締役会では買収提案に応じるか否かを含め既存の株主価値が毀損されぬよう、買収提案者に対して買付行為や対価等の条件の妥当性に関する適切な情報の提供を求めるとともに、それが当社の株主価値並びに企業価値の向上に寄与するものであるかどうかについて評価及び検討し速やかに当社の見解を示すこと、あるいは状況に応じて買収提案者との交渉や株主への代替案の提示を行うことといたします。

（注）本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。ただし、持株比率については、小数点第３位切り捨てで表示しております。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)　　(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**44,956**	**流動負債**	**37,045**
現金及び預金	15,418	支払手形及び買掛金	8,784
受取手形及び売掛金	13,849	電子記録債務	5,594
電子記録債権	348	短期借入金	13,796
有価証券	88	１年内償還予定の社債	30
商品及び製品	5,353	１年内返済予定の長期借入金	2,226
仕掛品	824	リース債務	178
原材料及び貯蔵品	6,730	未払金	2,386
その他	2,350	未払法人税等	704
貸倒引当金	△8	賞与引当金	561
固定資産	**19,129**	製品保証引当金	608
有形固定資産	**13,402**	その他	2,173
建物及び構築物	3,199	**固定負債**	**19,854**
機械装置及び運搬具	4,617	長期借入金	13,878
土地	3,286	リース債務	579
建設仮勘定	1,567	長期未払金	77
その他	732	退職給付に係る負債	860
無形固定資産	**418**	資産除去債務	214
のれん	47	繰延税金負債	560
その他	371	長期前受収益	3,658
投資その他の資産	**5,307**	その他	24
投資有価証券	2,668	**負債合計**	**56,899**
長期貸付金	2	(純資産の部)	
繰延税金資産	239	**株主資本**	**7,343**
退職給付に係る資産	534	資本金	200
その他	2,083	資本剰余金	8,339
貸倒引当金	△220	利益剰余金	△199
資産合計	**64,085**	自己株式	△997
		その他の包括利益累計額	**△293**
		その他有価証券評価差額金	△12
		為替換算調整勘定	△385
		退職給付に係る調整累計額	104
		新株予約権	**17**
		非支配株主持分	**118**
		純資産合計	**7,185**
		負債・純資産合計	**64,085**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**70,639**
売上原価		**58,716**
売上総利益		**11,922**
販売費及び一般管理費		9,675
営業利益		**2,247**
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	19	
為替差益	350	
補助金収入	16	
雇用調整助成金	41	
受取賃借料	4	
その他	198	642
営業外費用		
支払利息	171	
支払手数料	80	
減価償却費	49	
持分法による投資損失	12	
その他	105	419
経常利益		**2,470**
特別利益		
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	0	21
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	124	
減損損失	242	
製品補償損失	12	
感染症関連損失	131	
特別退職一時金	871	
その他	30	1,414
税金等調整前当期純利益		**1,078**
法人税、住民税及び事業税	843	
法人税等調整額	132	976
当期純利益		**102**
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		**95**

貸　借　対　照　表

(2021年３月31日現在)　　(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,276**	**流動負債**	**11,272**
現金及び預金	598	短期借入金	9,425
有価証券	88	１年内返済予定の長期借入金	456
前渡金	0	未払金	946
前払費用	55	未払費用	21
未収入金	2,472	未払法人税等	411
関係会社短期貸付金	6,679	未払消費税等	11
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	363	**固定負債**	**5,949**
その他	18	長期借入金	5,949
固定資産	**13,994**	**負債合計**	**17,222**
投資その他の資産	**13,994**	(純資産の部)	
投資有価証券	281	**株主資本**	**7,031**
関係会社株式	11,688	**資本金**	**200**
出資金	0	**資本剰余金**	**6,713**
関係会社長期貸付金	2,004	資本準備金	4,544
その他	20	その他資本剰余金	2,169
		利益剰余金	**1,114**
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	1,110
		繰越利益剰余金	1,110
		自己株式	**△997**
		新株予約権	**17**
		純資産合計	**7,048**
資産合計	**24,271**	**負債・純資産合計**	**24,271**

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**2,128**
営業費用		**803**
営業利益		**1,325**
営業外収益		
受取利息	71	
為替差益	43	
その他	0	114
営業外費用		
支払利息	63	
支払手数料	75	
その他	0	139
経常利益		**1,300**
特別損失		
関係会社株式評価損	754	754
税引前当期純利益		**546**
法人税、住民税及び事業税	8	8
当期純利益		**538**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月23日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人
大阪事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　洪　誠　悟　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　西　田　直　樹　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月23日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人
　大阪事務所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　洪　　誠　悟　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　西　田　直　樹　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第98条の５に掲げる事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び、個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

④ 事業報告に記載されている「取締役の報酬額の決定に関する方針」の内容は相当であり、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月24日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
監査等委員会

監査等委員　入江　正孝　㊞
監査等委員　古川　雅和　㊞
監査等委員　宮本　和俊　㊞
監査等委員　笠間　士郎　㊞

(注) 監査等委員 古川雅和、宮本和俊、並びに笠間士郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元については、長期的視点に立って企業体質の一層の強化及び将来の成長分野への投資のために必要な内部留保を確保し、安定配当の維持と向上を図ることを基本方針としております。

当年度の配当につきましては、上記の基本方針に基づき、2021年３月期通期連結業績等も踏まえて検討した結果、当期の期末配当につきましては、前期に比べて７円50銭増配し、１株につき12円50銭の配当をさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　　金12円50銭
　配当総額　　86,311,513円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2021年６月28日

(4) その他
　配当原資につきましては、利益剰余金を予定しております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>ふりがな
氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1
【再任】</td><td>おのゆうり
小野有理
（1974年11月３日生）</td><td>2005年５月　ユーリズムコンサルティング代表
2015年４月　NST株式会社代表取締役社長
2016年６月　ダイヤモンド電機株式会社代表取締役社長
2016年10月　同社代表取締役社長CEO
2017年６月　同社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO
2018年10月　同社代表取締役社長CEO（現任）
当社代表取締役社長CEO 兼 グループCEO（現任）
2019年１月　田淵電機株式会社　代表取締役社長CEO（現任）</td><td>32,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重要な兼職の状況】
ダイヤモンド電機株式会社 代表取締役社長CEO
田淵電機株式会社 代表取締役社長CEO
【選任理由】
当社の代表取締役社長CEO兼グループCEOとして、他に類を見ない二社同時再生に取り組んでおります。今後も強烈なリーダーシップを活かし、引き続き、当社グループの企業価値向上及びガバナンス体制の強化に資することを期待し、取締役候補者といたしました。
【取締役候補者と当社との特別利害関係】
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
【取締役在任期間】
本株主総会終結の時をもって２年８カ月であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（ふりがな）
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2

【再任】
【社外】</td><td>吉田孝佳志（よしだたかし）
（1943年11月13日生）</td><td>1966年４月　大東プレス工業株式会社入社
1966年12月　同社専務取締役
1974年７月　同社代表取締役社長
2014年５月　同社代表取締役会長
2016年６月　ダイヤモンド電機株式会社取締役
2017年６月　同社取締役監査等委員
2018年10月　当社取締役監査等委員
2019年５月　大東プレス工業株式会社取締役相談役
2020年６月　当社取締役（現任）
2021年５月　大東プレス工業株式会社相談役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重要な兼職の状況】
大東プレス工業株式会社　相談役
一般社団法人日本自動車部品工業会　理事職
一般社団法人大阪金属プレス工業会　相談役
【選任理由及び期待される役割】
これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い業界での見識を有しており、その専門的な知見を当社の経営に活かしていただくことで、主に経営的な視点からの助言等を通じて当社経営に活かしていただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。
【社外取締役候補者と当社との特別利害関係】
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
【社外取締役在任期間】
本株主総会終結の時をもって２年８カ月であります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（生年月日）
（ふりがな）</th><th>略歴、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3
【再任】
【社外】</td><td>岡本　岳
（おかもと　がく）
（1968年４月２日生）</td><td>1996年４月　弁護士名簿登録
大阪市内の法律事務所勤務
2004年３月　岡本岳法律事務所所長
2010年４月　岡本・豊永法律事務所
共同パートナー（現任）
2016年６月　ダイヤモンド電機株式会社取締役
2017年６月　同社取締役監査等委員
2018年10月　当社取締役監査等委員
2020年６月　当社取締役（現任）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重要な兼職の状況】
岡本・豊永法律事務所　共同パートナー
大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会　委員
近畿弁護士会連合会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会　委員
バイオ・サイト・キャピタル株式会社　社外取締役
大盛化工株式会社　社外監査役
【選任理由及び期待される役割】
これまでの弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくことで、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化等に尽力いただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。
【社外取締役候補者と当社との特別利害関係】
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
【社外取締役在任期間】
本株主総会終結の時をもって２年８カ月であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
4 【再任】	長谷川（はせがわ）　純（じゅん） （1960年４月６日生）	1989年４月　日本生命保険相互会社入社 1993年９月　産興運輸株式会社入社 1999年６月　ミドリ電化株式会社入社 2001年３月　ダイヤモンド電機株式会社入社 2014年４月　同社管理本部副本部長（兼）総務労安部長 2014年10月　同社監査室長 2016年６月　同社常務取締役 2017年６月　同社取締役常務執行役員 国内関係会社及び内部統制担当 2018年４月　同社取締役常務執行役員CCO及び内部統制担当 2018年10月　当社取締役常務執行役員 グループCCO及び内部統制担当、安全担当 2019年１月　田淵電機株式会社　取締役 2020年４月　ダイヤモンド電機株式会社　取締役 当社取締役CCO内部統制担当、安全担当（現任）	7,500株

【重要な兼職の状況】
なし
【選任理由】
二社同時再生において、そのスピード及び変化に戸惑いながらも頑張る仲間達を支える組織や社員間の調整役として精力的にその任に当たっており、本職務を遂行することで、当社経営及び働く仲間達のモチベーション向上等に資することを期待し、引き続き、取締役候補者といたしました。
【取締役候補者と当社との特別利害関係】
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
【取締役在任期間】
本株主総会終結の時をもって２年８カ月であります。

（注）１．吉田芽佳志氏、岡本岳氏は社外取締役の候補者であります。
２．当社は、吉田芽佳志氏、岡本岳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
３．当社は、吉田芽佳志氏、岡本岳氏との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、両氏が原案通り選任された場合は、本契約を継続する予定です。
４．吉田芽佳志氏、岡本岳氏は、現在当社と保険会社との間で締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者であり、その内容の概要及び当該契約の更新時期については招集通知22ページ記載の通りです。両氏が原案通り選任された場合は、引き続き本契約の被保険者とする予定です。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役古川雅和、入江正孝両氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1 【再任】 【社外】	古川雅和（ふるかわ まさかず） （1954年９月25日生）	1996年６月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）灘支店長 1998年11月　同行寝屋川支店長 1999年４月　同行寝屋川支店長兼香里支店長 2001年４月　同行法人審査第３部上席審査役 2001年７月　同行洲本支店長兼法人営業部長 2003年７月　銀泉株式会社出向、損害保険神戸営業第２部長 2012年４月　同社常務執行役員神戸支店長兼神戸法人営業第１部長 2014年６月　同社常勤監査役 2017年６月　ダイヤモンド電機株式会社取締役監査等委員 2018年10月　当社取締役監査等委員（現任） 2019年２月　ダイヤモンド電機株式会社監査役	0株
	【重要な兼職の状況】 なし 【選任理由および期待される役割】 これまでの銀行における金融業務の豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を当社の監査・監督等経営に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 【監査等委員である社外取締役候補者と当社との特別利害関係】 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 【監査等委員である社外取締役在任期間】 本株主総会終結の時をもって２年８カ月であります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（ふりがな）
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2
【再任】</td><td>入江正孝（いりえ まさたか）
（1955年10月26日生）</td><td>1979年４月 和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
1999年８月 株式会社和光経済研究所（現株式会社日本投資環境研究所）出向
2012年４月 ダイヤモンド電機株式会社入社
2014年11月 新潟ダイヤモンド電子株式会社出向
2016年９月 ダイヤモンド電機株式会社社長室長
2017年６月 同社取締役監査等委員
2018年10月 同社監査役
当社取締役監査等委員（現任）
2019年１月 田淵電機株式会社監査役
2019年３月 同社取締役監査等委員（常勤）
2020年６月 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役（現任）
ダイヤモンド電機株式会社監査役（現任）
田淵電機株式会社監査役（現任）</td><td>9,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【重要な兼職の状況】
ダイヤモンド電機株式会社 監査役
田淵電機株式会社 監査役
新潟ダイヤモンド電子株式会社 監査役
【選任理由】
これまでの証券アナリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査・監督等経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。
【監査等委員である取締役候補者と当社との特別利害関係】
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
【取締役在任期間】
本株主総会終結の時をもって２年８カ月であります。</td></tr>
</table>

（注）１．古川雅和氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

２．当社は、古川雅和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

３．古川雅和氏との間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、同氏が原案通り選任された場合は、本契約を継続する予定です。

４．古川雅和氏は、現在当社と保険会社との間で締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者であり、その内容の概要及び当該契約の更新時期については招集通知22ページ記載の通りです。同氏が原案通り選任された場合は、引き続き本契約の被保険者とする予定です。

（ご参考）当社取締役（監査等委員含む）に求める専門性及び経験

氏　　名	地　位	【経】	【事】	【CG】	【ESG】
小野　有理	代表取締役（社長CEO兼グループCEO）	●	○		○
吉田　夛佳志	取締役　〔社外〕	○	●		○
岡本　岳	取締役　〔社外〕			●	○
古川　雅和	取締役監査等委員〔社外〕			●	○
宮本　和俊	取締役監査等委員〔社外〕		●		○
笠間　士郎	取締役監査等委員〔社外〕			●	○
入江　正孝	取締役監査等委員			●	○
長谷川　純	取締役（CCO、内部統制担当、安全担当）			○	●

＊ご参考までに、各取締役に特に求める分野「●」並びに副次的に求める分野「○」を記載しております。

【経】我が社の目的及び目標並びに経営戦略の策定及び遂行、お客様第一の姿勢徹底、多面体に耀き働く仲間達を大切にする、率先垂範リーダーシップ＆トップセールス

【事】ものづくり企業におけるお客様要求品質への理解及び見識、サプライチェーン並びに業界見識

【CG】弁護士及び金融機関出身者としてのコンプライアンス（法令遵守）並びにCSR（企業の社会的責任）への見識、公器としてのアカウンタビリティ（説明責任）

＊ CG：コーポレートガバナンス

【ESG】環境整備、地域共生、多面体に耀き働く仲間達を大切にする

＊ ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）

（ご参考）取締役候補者の指名方針

当社は、次の指名方針に沿って、適切な取締役候補者を指名し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会への諮問を経て、取締役会にて決議し、株主総会に付議しております。

（１）取締役（監査等委員を除く）の指名

当社の取締役（監査等委員を除く）については、グループ経営理念に基づいた高い倫理観を持ち、戦略的思考力、判断力に優れ、かつ変化への柔軟性などを有し、あわせて、意思決定と経営の監督を行うことができる者を指名し、このうち過半数を社外取締役としております。

（２）監査等委員である取締役の指名

当社の監査等委員である取締役については、グループ経営理念に基づいた高い倫理観を持ち、一定の専門的な知識を備え、業務執行について適切に監督でき、かつ独立した客観的な立場から取締役会や経営陣に機動的・積極的な意見を述べることができる者を指名し、このうち過半数を社外取締役としております。

（ご参考）社外取締役の独立性の判断基準

当社の社外取締役については、高い経営の透明性と経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を確立し、企業価値の向上を図るため、東京証券取引所の定める独立役員の独立性判断基準に加え、以下の事項の一つにでも該当した場合には、独立性がないと判断しております。

（１）当該社外取締役が、現在及び過去10年以内において、当社あるいは当社子会社の業務執行者として在籍していた場合

（２）当該社外取締役の二親等以内の親族が、現在及び過去10年以内において、当社あるいは当社子会社の業務執行者として在籍していた場合

（３）当該社外取締役が、過去３事業年度において、当社グループ連結売上高の２％を超える取引先の業務執行者として在籍していた場合

（４）当該社外取締役が、出資比率10％以上の主要株主又は出資先の業務執行者として在籍していた場合

（５）当該社外取締役が、過去３事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして当社からの役員報酬以外に年間500万円を超える報酬を得ていた場合

第４号議案　定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたく存じます。

１．　提案の理由

災害、疾病その他これらに類する不測の事態の発生により定時株主総会を開催することが困難な場合であっても、株主総会決議を要さずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第38条を新設し、あわせて変更案第38条の一部と内容が重複する現行定款第７条及び同第39条を削除し、同第38条及び同第40条を一部変更するとともに、所要の変更を行うものであります。

２．　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第７条（自己株式の取得） 当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第37条　（条文省略）	第７条～第36条　（現行のとおり）

現行定款	変更案
第38条（剰余金の配当の基準日） １．当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 （新設） ２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第37条（剰余金の配当の基準日） １．当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（新設）	第38条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第39条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	（削除）
第40条（配当金の除斥期間） １．配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 ２．未払いの期末配当金および中間配当金には、利息を付けないものとする。	第39条（除斥期間等） １．配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 ２．未払いの配当金には、利息を付けないものとする。

第５号議案　監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

１．　提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2019年６月25日開催の第１期定時株主総会において、年額500百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）以内とすることのご承認をいただいており、また、2020年６月26日開催の第２期定時株主総会において、当該金銭による報酬等の額の範囲内で、取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を年額86百万円以内とすることのご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員でない社外取締役については、経営方針や経営改善についての助言や経営の監督を通じて会社の持続的成長や中長期的企業価値の向上に貢献する意識を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、上記の金銭による報酬枠の範囲内で、新たに譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給することのご承認をお願いするものであります。

本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、以後、当社の監査等委員でない取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないこととします。なお、現在の監査等委員でない取締役は４名（うち社外取締役２名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役は４名（うち社外取締役２名）となります。

当社は2021年２月22日開催の取締役会において取締役の報酬額の決定に関する方針（事業報告18頁参照）を定めておりますが、今回の役員報酬の議案（本議案、第６号議案並びに第７号議案）の付議に伴い、取締役の報酬体系、取締役報酬（監査等委員である者を除く。）の報酬決定プロセスについて改定を行っております（第７号議案末尾参照）。本議案は、当該方針に沿うものであることから、対象取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であると判断しております。また、監査等委員会において、本譲渡制限付株式の付与の目的、内容等から、本議案は「妥当である」旨の決議を行っております。

なお、譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した

金額はすでにご承認いただいた報酬額の上限の範囲内であり、また、譲渡制限付株式の発行済株式総数（自己株式を除く。）に占める割合は0.579％（10年間に亘り、譲渡制限付株式を上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は5.793％）となります。

２．　譲渡制限付株式における報酬の額及び内容等

（１）対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の額及び付与する譲渡制限付株式の数

本議案に基づき、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内（うち社外取締役４百万円以内）といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式について、本議案及び取締役会決議に基づき対象取締役に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することによって当該株式を引き受けるものとし、これにより譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内（うち社外取締役1,600株以内）といたします。

なお、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割、株式併合、株式無償割当等、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合、当該総数を合理的な範囲で調整することができるものといたします。また、各対象取締役への具体的な配分につきましては、取締役会において決定することといたします。

（２）譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込みに関する事項

対象取締役の報酬額は、１株につき、募集決議に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象取締役に特に有利にならない範囲で、当社の取締役会において決定いたします。

（３）譲渡制限付株式に関する事項

譲渡制限付株式の割当てに当たり、当社は対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結いたします。

①　対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社の子会社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれ

の地位からも退任・退職又は死亡により退任・退職するまでの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という。）ものといたします。

② 当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社及び当社の子会社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除いたします。ただし、解除すべき時点において譲渡制限付株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度終了後３か月を超えていない場合には、当該時点をもって当然に無償で取得するものといたします。また、対象取締役が、譲渡制限付株式の交付後、最初に開催される当社の定時株主総会の終結時までに上記に定める地位を退任・退職又は死亡により退任・退職した場合には、当社の取締役会は、対象取締役が保有する本割当株式の全部について、当該時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式につき、譲渡制限付株式の交付後、最初に開催される当社の定時株主総会の終結後であることを条件に、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除いたします。ただし、解除すべき時点において譲渡制限付株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度終了後３か月を超えていない場合には全ての本割当株式について、当社は、本譲渡制限を当然に無償で取得するものといたします。

④ 上記③に規定する場合において、当社は、上記③の定めに基づき本譲渡制限解除後も、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

⑤ 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。また、この制度により対象取締役に割当てられた株式は譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分ができないように、本譲渡制限期間中、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理するものといたします。

⑥ 本制度の導入と合わせてクローバック制度を導入し、対象取締役が、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本割当株式の全部又は一部を、当然に無償で取得いたします。

第６号議案　監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

１．　提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2019年６月25日開催の第１期定時株主総会において、年額70百万円以内とすることのご承認をいただいており、また、2020年６月26日開催の第２期定時株主総会において、当該金銭による報酬等の額の範囲内で、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を年額14百万円以内とすることのご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含む。以下、「対象監査等委員」という。）に対して、上記の金銭による報酬枠の範囲内で、新たに譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給することのご承認をお願いするものであります。

また、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、以後、当社の監査等委員である取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。なお、現在の監査等委員である取締役は４名（うち社外監査等委員３名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役３名）となります。

株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として対象監査等委員に対して譲渡制限付株式を付与するものであることから、本議案は、対象監査等委員の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であると判断しております。

なお、譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額はすでにご承認いただいた報酬額の上限の範囲内であり、また、譲渡制限付株式の発行済株式総数（自己株式を除く。）に占める割合は0.151％（10年間に亘り、譲渡制限付株式を上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.506％）となります。

２．　譲渡制限付株式における報酬の額及び内容等

（１）対象監査等委員に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の額及び付与する譲渡制限付株式の数

本議案に基づき、当社の対象監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額26百万円以内（うち社外取締役６百万円以内）といたします。対象監査等委員は、取締役会決議に基づき譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式について、本議案及び取締役会決議に基づき対象監査等委員に支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することによって当該株式を引き受けるものとし、これにより譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10,400株以内（うち社外取締役2,400株以内）といたします。

なお、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割、株式併合、株式無償割当等、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合、当該総数を合理的な範囲で調整することができるものといたします。また、各対象監査等委員への具体的な配分につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

（２）譲渡制限付株式の発行又は処分に伴う払込みに関する事項

対象監査等委員の報酬額は、１株につき、募集決議に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該株式を引き受ける対象監査等委員に特に有利にならない範囲で、当社の取締役会において決定いたします。

（３）譲渡制限付株式に関する事項

譲渡制限付株式の割当てに当たり、当社は対象監査等委員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結いたします。

① 対象監査等委員は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社の子会社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任・退職又は死亡により退任・退職するまでの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という。）ものといたします。

② 当社は、対象監査等委員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社及び当社の子会社の監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、監査役、執行役員又は技監のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除します。ただし、解除

すべき時点において譲渡制限付株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度終了後３か月を超えていない場合には、当該時点をもって当然に無償で取得するものといたします。また、対象監査等委員が、譲渡制限付株式の交付後、最初に開催される当社の定時株主総会の終結時までに上記に定める地位を退任・退職又は死亡により退任・退職した場合には、当社は、監査等委員の決定により、対象監査等委員が保有する本割当株式の全部について、当該時点をもって当然に無償で取得するものといたします。

③　上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、本割当株式につき、譲渡制限付株式の交付後、最初に開催される当社の定時株主総会の終結後であることを条件に、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除いたします。ただし、解除すべき時点において譲渡制限付株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度終了後３か月を超えていない場合には全ての本割当株式について、当社は、本譲渡制限を当然に無償で取得するものといたします。

④　上記③に規定する場合において、当社は、上記③の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点において、なお、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

⑤　本割当契約に関するその他の事項は、監査等委員会の決定により定めるものといたします。また、この制度により対象監査等委員に割当てられた株式は譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分ができないように、本譲渡制限期間中、当社が定める証券会社に対象監査等委員が開設する専用口座で管理するものといたします。

⑥　本制度の導入と合わせてクローバック制度を導入し、対象監査等委員が、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本割当株式の全部又は一部を、当然に無償で取得いたします。

（ご参考）

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決されることを条件に、委任型執行役員および技監ならびに主要なグループ会社（ダイヤモンド電機株式会社及び田淵電機株式会社）の取締役に対しても同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。その場合の譲渡制限付株式の発行済株式総数（自己株式を除く。）に占める割合は1.159％（10年間に亘り、譲渡制限付株式を上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は11.586％）となります。

第７号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容の決定の件

１．　提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員及び技監（以下、本業績連動報酬制度の対象となる取締役とあわせて「取締役等」という。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下、「本業績連動報酬制度」という。）の導入のご承認をお願いするものであります。

当社グループを取り巻く経営環境は、脱炭素をキーワードに世界中で様々な取り組みがなされており、特に蓄電池を中心とした試みの伸長は目覚ましく、電気自動車での利用をはじめとして、再生可能エネルギーによる発電と組み合わせた形での産業用途や民生用途での利活用が進むなど大きく急激に変化していることを踏まえ、今後の成長戦略として、2020年９月に更新した中期経営計画「DSA2021再点火反転攻勢版」(事業報告９頁参照)の中で、新たな経営ビジョンを「車と家をものづくりでつなぐ」と定めました。このビジョンを実現し、持続可能な社会の実現に貢献する「ものづくり企業」を目指すべく、「CO_2排出の削減を目指す分野における技術開発」への取り組みを推進しております。

本業績連動報酬制度は、これからの持続的成長を目指すため、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値の連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2019年６月25日開催の第１期定時株主総会において年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、その報酬枠とは別枠として、新たに報酬等の額及び内容についてご承認をお願いするものであります。

本業績連動報酬制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で取締役会に一任いただきたいと存じます。また、監査等委員会において、本業績連動報酬制度の目的、内容等から、本議案は「妥当である」旨の決議を行っております。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、本業績連動報酬制度の対象者となる取締役等の員数は、取締役２名、執行役員及び技監15名の計17名となります。

２．　本業績連動報酬制度における報酬の額及び内容等

（１）本業績連動報酬制度の概要

本業績連動報酬制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規定に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本役員向け信託」という。）が当社株式を取得し、取締役等に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当

社株式の時価相当額（以下「当社株式等」という。）を、本役員向け信託を通じて各取締役等に対して、毎年一定の時期に交付及び給付する制度です。

なお、本業績連動報酬制度における信託の設定時期、金額等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

（本業績連動報酬制度の仕組み）

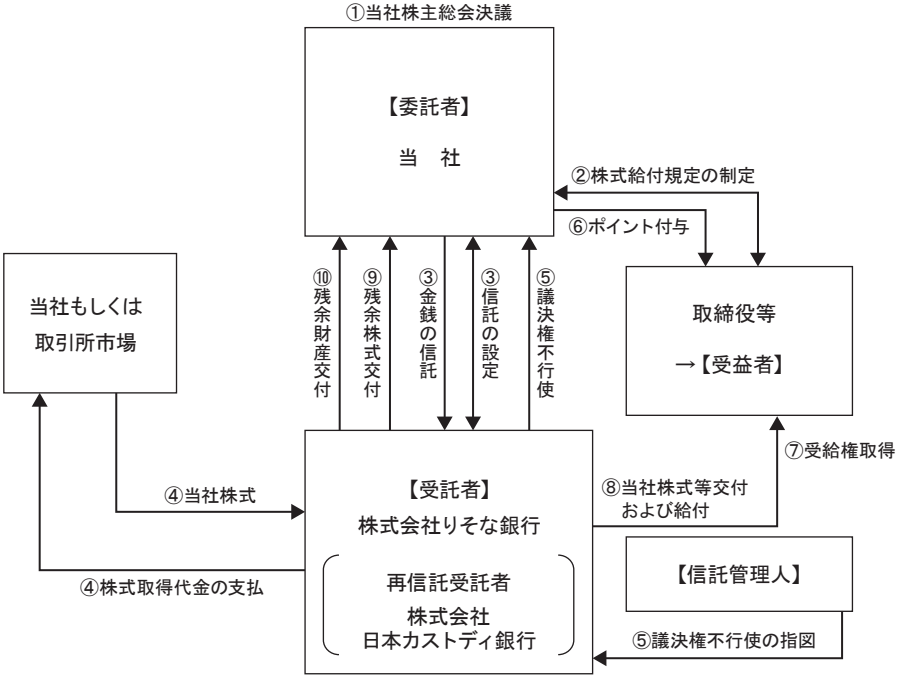

① 当社は、本業績連動報酬制度の導入に関して協議をし、本株主総会において、本業績連動報酬制度による取締役等の報酬の承認決議を得ます。
② 当社は、本業績連動報酬制度の導入に際し株式給付規定を制定し、取締役等へのポイント付与・株式等交付及び給付の基準等を定めます。
③ 当社は、本業績連動報酬制度を実施するため、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し本役員向け信託を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
④ 受託者は、信託された金銭により、当社株式を当社（自己株式の処分による。）または取引所市場(立会外取引を含む。)を通じ取得します。取得する株式数は、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
⑤ 本役員向け信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
⑥ 当社は、株式給付規定に基づき取締役等にポイントを付与します。
⑦ 株式給付規定及び本役員向け信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、当社株式及び金銭の受給権を取得し、受益者となります。
⑧ 受託者は、受益者に当社株式及び金銭を交付及び給付します。
⑨ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本役員向け信託へ追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本役員向け信託を継続利用するか、または、本役員向け信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
⑩ 本役員向け信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人等に寄附する予定です。

（２）本業績連動報酬制度の対象者

当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。)、委任型執行役員及び技監（以下、あわせて「取締役等」という。）

（３）信託の設定

本株主総会において本業績連動報酬制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（４）の対象期間に、本業績連動報酬制度に基づく取締役等への交付及び給付を行うために、合理的に見込まれる数の当社株式を本役員向け信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金（信託費用及び信託報酬等を含む。）を、取締役等に対する報酬として本役員向け信託に拠出し、一定の要件を満たす取締役等を

受益者として、本役員向け信託を設定します。
　なお、本業績連動報酬制度において受託者となる株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を再信託します。

（４）　対象期間
　2022年３月末日で終了する事業年度から2026年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度を当初の対象期間（以下、「当初対象期間」という。）とします。なお、当社は、当初対象期間の終了後も、当初対象期間の直後の事業年度から５事業年度を新たな対象期間として、本業績連動報酬制度を継続することが出来るものとし、その後も同様に、本業績連動報酬制度を継続することが出来るものとします（以下、それぞれの５事業年度を「対象期間」という。）。

（５）　信託期間
　2021年８月（予定）から本役員向け信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本業績連動報酬制度が継続する限り本役員向け信託は継続するものとする。）。
　なお、本役員向け信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規定の廃止等により終了するものとします。

（６）　当社が拠出する金銭の上限
　当社は、当初対象期間中に本業績連動報酬制度により当社株式等を取締役等に交付及び給付するのに必要な当社株式の取得資金、信託費用及び信託報酬等にあてるため、合計2,000百万円を上限とする金銭を、当初対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出します。また、１事業年度あたり450百万円を上限とします。
　また、当初対象期間の経過後も、本業績連動報酬制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間ごとに、2,000百万円（ただし、１事業年度あたり450百万円を上限とします。）を上限として追加拠出を行うこととします。ただし、ある対象期間につき追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始直前日に本役員向け信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の交付が未了のものを除く。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は2,000百万円の範囲内とします。

（７）　本役員向け信託による当社株式の取得方法等

本役員向け信託による当社株式の取得は、上記（６）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社株式を当社（自己株式の処分による。）または取引所市場（立会外取引を含む。）を通じて取得する方法を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本役員向け信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合、上記（６）の信託金の上限の範囲内で、本役員向け信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（８）　取締役等に対する交付にあてられる当社株式数の算定方法及び上限

上記（４）の対象期間中の毎年３月31日（以下「基準日」という。）の取締役等に対して、基準日を末日とする事業年度の業績確定後遅滞なく、前年度の基準日における対象者に対して、年間付与ポイントが付与されます。

取締役等の年間付与ポイント＝役職別基本ポイント×業績連動係数

【役職別基本ポイント】

役職別基本ポイントは、2021年度～2025年度に一定の割合で増加します（2025年度は、2021年度比10％～50％増となる。）。

【業績連動係数】

業績連動係数は、目標とする業績指標の達成率に応じて０％～225％で変動するものとします。

目標とする業績指標は、2021年度～2023年度は営業利益、2024年度は営業利益とROE、2025年度は営業利益、ROE、TSRとROCとします。

*ROE（自己資本利益率「Return On Equity」）
有価証券報告書の連結経営指標等に記載の「自己資本利益率」とする。
*TSR（株主総利回り「Total Shareholders Return」）
有価証券報告書の経営指標等に記載の「株主総利回り」とする。
*ROC（炭素利益率「Return on Carbon」）
営業利益額÷CO_2排出量（年間）×100

当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり150,000ポイント（相当する株式数は150,000株）を上限とします。

また、当初対象期間中の５事業年度に付与するポイント数の合計は670,000ポイント（相当する株式数は670,000株）を上限とします。

当初対象期間の経過後も、業績連動報酬制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間中の５事業年度に付与するポイント数の合計は670,000ポイント（相当する株式数は670,000株）を上限（ただし、１事業年度あたり150,000ポイント（相当する株式数は150,000株）を上限）とします。

下記（９）の当社株式等の交付に際し、１ポイント当たり当社株式１株と換算し、１株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、当社株式の交付は100株未満を切り捨て100株単位で行います。

ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が行われた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

（９）　取締役等に対する当社株式等の交付及び給付の時期

取締役等に対する上記（８）の当社株式等の交付及び給付は、取締役等が信託期間中の毎年一定時期に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本役員向け信託から行われます。

ただし、株式給付規定に定める要件を満たす場合には、納税資金確保のために一定割合について当社株式の交付に代えて時価で換算した金額相当の金銭の給付をします。

なお、金銭給付を行うために、一定割合に相当する数の当社株式については本役員向け信託内で金銭に換価するものとします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則として取締役等がその時点で付与されている累計ポイントに相当する当社株式について、当社株式の全部を時価で換算した金額相当の金銭の給付を、取締役等の相続人が受けるものとします。

(10)　信託内の当社株式の議決権行使

本役員向け信託内の信託財産である当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するために一律不行使とします。

(11)　信託内の当社株式の配当の取扱い

本役員向け信託内の当社株式に係る配当金は本役員向け信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。

なお、本役員向け信託が終了する場合において、本役員向け信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本業績連動報酬制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄附することを予定しております。

(12)　信託終了時の取扱い

本役員向け信託は、株式給付規定の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本役員向け信託終了時における本役員向け信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、または公益法人等に寄附することを予定しております。

本役員向け信託終了時における本役員向け信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントに応じて、按分して給付する、または、公益法人等に寄附することを予定しております。

(13)　その他の本業績連動報酬制度の内容

本業績連動報酬制度に関するその他の内容については、本役員向け信託の設定、信託契約の変更及び本役員向け信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

【本役員向け信託の概要】

①	名称	：役員向け株式給付信託
②	委託者	：当社
③	受託者	：株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
④	受益者	：取締役等のうち、受益者要件を満たす者
⑤	信託管理人	：当社と利害関係を有しない第三者
⑥	本役員向け信託契約の締結日	：2021年８月（予定）
⑦	金銭を信託する日	：2021年８月（予定）
⑧	信託の期間	：2021年８月（予定）から本役員向け信託が終了するまで
⑨	議決権行使	：行使しない
⑩	取得株式の種類	：当社普通株式

当社は、本株主総会において本業績連動報酬制度に関する議案が承認可決されることを条件に、当社及びグループ会社の社員（経営幹部）に対しても同様の制度を導入する予定です。

（ご参考）

〔役員報酬体系の見直し〕

報酬の種類		目 的	業績評価指標
固定報酬	金銭報酬	職務・役職に応じて堅実な職務遂行を促すこと。	―
インセンティブ報酬	譲渡制限付株式報酬	譲渡制限解除を退任時とすることで、報酬の後払いとして位置づけるとともに、中長期的な視点から株主価値及び企業価値向上につなげること。	―
	業績連動型株式報酬（株式給付信託）	業績及び株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な企業価値向上に資する指標も取り入れながら、短期業績目標に対するコミットメントを高めることで、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有し、株主価値及び企業価値向上につなげること。	営業利益を基本として、以下の指標を段階的に採用。 ・ROE（自己資本利益率） ・TSR（株主総利回り） ・ROC（営業利益÷CO_2排出量）

当社では、2021年２月22日開催の取締役会において決議した「取締役の報酬額の決定に関する方針」（事業報告18頁参照）の中で「取締役の報酬の基本方針」については、「企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値・株主価値向上との連動や優秀な人材の確保にも配慮した体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする」こ

ととしておりますが、当社の中期経営計画を達成するため、現行の役員報酬制度に関する課題を抽出し、監査等委員会の答申を踏まえつつ、あるべき役員報酬制度について検討を重ねてまいりました。

この基本方針の下、取締役等の報酬体系を従前の「基本報酬」（固定報酬）と「株式報酬」（第２期定時株主総会にてご承認いただきました「取締役に対する株式報酬型ストックオプション」）から、固定報酬（「金銭報酬」）及びインセンティブ報酬（「株式報酬」：譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成する役員報酬体系（上表.参照）に則して、改めて2021年５月24日開催の取締役会において次の「取締役の報酬等の内容に係る決定方針」の改定の決議を行っております。

〔取締役の報酬等の内容に係る決定方針〕

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値・株主価値向上との連動や優秀な人材の確保にも配慮した体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

２．取締役の報酬体系

（１）取締役報酬は、固定報酬（「金銭報酬」）及びインセンティブ報酬（「株式報酬」：譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬）で構成する。

（２）固定報酬としての「金銭報酬」は毎月支給する。インセンティブ報酬としての「株式報酬」たる「譲渡制限付株式報酬」は、定時株主総会終結後一定の時期に付与し、その報酬額や付与する株式の数は、役位、職責等に応じて、他社水準、従業員給与水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、「業績連動型株式報酬」は、役位、職責、当社の経営戦略・事業環境等を踏まえ、また、同業種、同規模企業の動向等を参考として当社が定める株式給付規定に従い、毎事業年度の業績等に応じて各取締役に付与するポイント数に相当する株式等を、毎年一定の時期に信託を通じて付与する。

（３）当社の報酬構成の割合については、次の通りとする。
「金銭報酬」：「譲渡制限付株式報酬」：「業績連動型株式報酬」
＝ １ ： 0.8～１ ： ０～２

３． 取締役報酬（監査等委員である者を除く。）の報酬決定プロセス

（１）取締役会は、取締役報酬（監査等委員である者を除く。）について、監査等委員会に報酬体系及び役位別報酬基準の見直し、個人別の報酬の妥当性の検討等を委

嘱する。

（２）代表取締役は、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の固定報酬額（案）を取締役会に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案の妥当性を諮問し、答申を得た後に、代表取締役に個人別の固定報酬額の決定を委任する。代表取締役は、当該答申内容を踏まえ、役位、職責、在任年数等を総合的に考慮して、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個人別の固定報酬額を決定する。

（３）代表取締役は、上記（２）により決定された個人別の固定報酬額を踏まえて、取締役（監査等委員、社外取締役を含む。）に対する「譲渡制限付株式」の個人別の割当数（案）を取締役会に上程し、取締役会は、監査等委員会に当該案を諮問し、答申を得るものとする。取締役会は、当該答申内容を踏まえ、個人別の割当数を決定する。

（４）取締役会は、取締役（監査等委員、社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の評価指標や付与ポイント等を定める株式給付規定（案）について、その妥当性を監査等委員会に諮問し、答申を得た上で、制定、改定を行う。

（５）重大な不正・違反行為等が発覚あるいは発生した場合、会社は監査等委員会への諮問を経て、当該取締役に対し、報酬受益権の没収、または支給済みの報酬の一部の返納や付与済み株式の一部を無償取得するため、報酬の返還を請求する場合がある。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

大阪ガーデンパレス２階　桐・桜
〒532－0004　大阪市淀川区西宮原１丁目３－35
ＴＥＬ：06－6396－6211

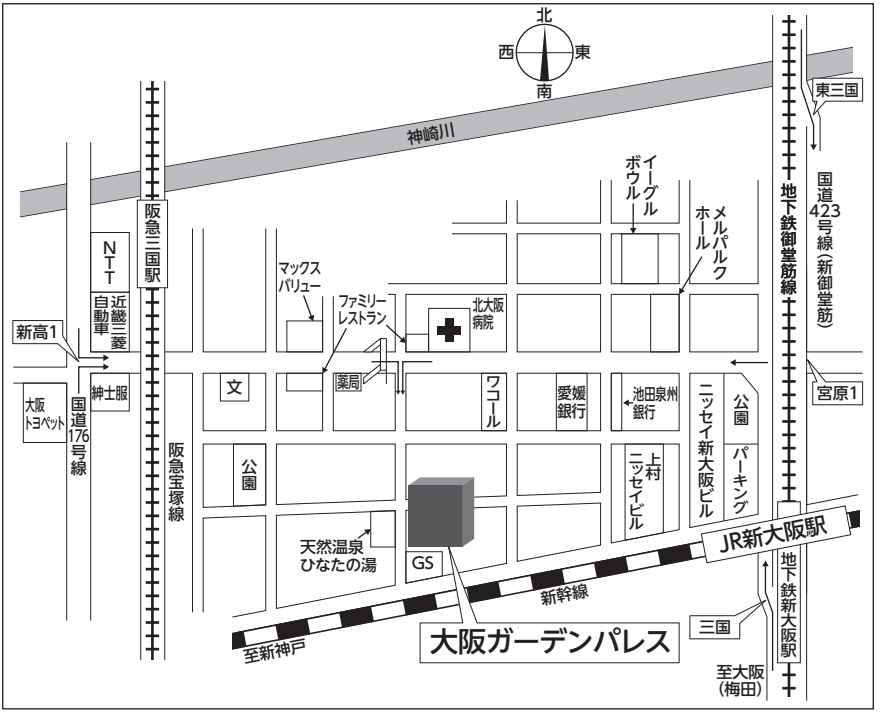

【交通のご案内】

■電車　・地下鉄御堂筋線「新大阪駅」④番出口より徒歩10分
　　・ＪＲ「新大阪駅」北口より徒歩15分
　　・新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ（https://www.hotelgp-osaka.com）をご参照ください。

■お車　・新御堂筋（国道423号線）をご利用の場合
　　梅田方面からは「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前［宮原１］交差点を右折、約800m直進４つ目の信号を左折すぐ。
　　・国道176号線をご利用の場合
　　［新高１］交差点を新大阪駅方面に約600m東進、４つ目の信号を右折すぐ。